

春日部市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

春日部市監査委員に関する条例（平成17年条例第10号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(決算等の審査) 第8条 法第233条第2項、第241条第5項及び<u>地 公企法第30条第2項並びに地方公共団体の財政 の健全化に関する法律（平成19年法律第94号） 第3条第1項及び同法第22条第1項</u>の規定によ り審査に付されたときは、審査に付された日か ら60日以内に意見を付けて市長に提出しなけれ ばならない。	(決算、証書類等の審査) 第8条 法第233条第2項、第241条第5項及び<u>地 公企法第30条第2項</u>の規定により審査に付され たときは、審査に付された日から60日以内に意 見を付けて市長に提出しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。